

第24回定時株主総会招集ご通知に際しての 電 子 提 供 措 置 事 項

主 要 な 借 入 先 の 状 況
会 計 監 査 人 の 状 況
業 務 の 適 正 を 確 保 す る た め の
体 制 及 び そ の 運 用 状 況 の 概 要
連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
連 結 計 算 書 類 の 連 結 注 記 表
貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
計 算 書 類 の 個 別 注 記 表
計 算 書 類 に 係 る 会 計 監 査 報 告

(2024年10月1日から2025年9月30日まで)

株式会社フィックスターズ

法令及び当社定款第13条の規定に基づき、上記の事項につきましては、
書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置
事項記載書面）への記載を省略しております。

1. 企業集団の現況

主要な借入先の状況（2025年9月30日現在）

該当事項はありません。

2. 会社の現況

会計監査人の状況

① 名称

有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	37,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、会計監査人との監査契約の内容に照らして、監査計画の適切性、報酬見積及び算出根拠等の妥当性を総合的に検討した結果、当該報酬等の額は相当であると判断しております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

1. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役・従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は企業が継続、発展していくためには、全ての取締役・従業員が法令遵守の精神のもと、公正で高い倫理観を持って行動することが必要不可欠であると認識しており、企業倫理規程を定めるとともに、コンプライアンスに関する継続的な教育・普及活動を行います。

- 1) 取締役は、社会の一員として企業倫理・社会規範に即した行動を行い、健全な企業経営に努めます。
- 2) 取締役は、取締役会の適切な意思決定に基づき、各々委嘱された職務を執行するとともに、職務の執行状況の報告は適時適切に、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合は遅滞なく取締役会及び監査役会に報告します。
- 3) 取締役会は、取締役会規程、業務分掌規程、組織規程等の職務の執行に関する規程を制定し、取締役・従業員は定められた規程に従い、職務を執行します。
- 4) 定期的を実施する内部監査では、法令、定款及び社内規程に準拠し業務が適正に行われているかについて、全社のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題点の有無について監査するとともに、その結果を定期的に取り締役に報告する体制を構築します。
- 5) 法令等違反行為の自主的な申告を促す制度として、通常の報告系統とは独立した情報収集ルートとして「内部通報制度」を定め、当社のコンプライアンス規程にその運用方法を規定します。
- 6) コンプライアンス担当取締役を任命し、当社のコンプライアンス問題に取組み、定期的にその状況を取締役に報告します。また、必要に応じてコンプライアンス委員会を招集します。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 取締役の職務の執行に係る取締役会議事録その他重要な会議の議事録、契約書、稟議書等の情報については、「文書管理規程」等の規程に基づき、文書又は電磁的記録文書として記録し安全かつ適正に保管及び管理します。
- 2) 社内情報管理規程を制定し、情報管理責任者を任命し、情報資産の保護・管理を行います。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は事業活動上の重大な危険、損害の恐れ（リスク）については、「リスクマネジメント規程」に基づく対応によって、リスクの発生に関する未然防止や、リスクが発生した際は管理本部長指揮下のリスク管理委員会において、迅速かつ的確な対応を行うとともに、損失・被害等を最小限にとどめる体制を整えます。

また、外部機関を活用した与信管理や、顧問法律事務所から、重要な法律問題につき適時アドバイスを受けることにより、法的リスクの軽減に努めます。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、取締役会規程により定められた事項及び職務権限一覧表に該当する事項は、全て取締役会に付議することを遵守して、重要事項の決定を行います。また、取締役会では定期的に各取締役から職務執行状況の報告を受け、職務執行の妥当性及び効率性の監督等を行います。

経営全般にわたって迅速な意思決定を可能にするため、中期経営計画及び年度事業計画の策定やその実施状態の検討や実施に係る戦略等の重要事項を協議する機関として、取締役会の他、取締役を含む執行役員を主要メンバーとする経営会議を定期的に開催することで、取締役の職務の執行の効率化を図っています。

- ⑤ 会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

関係会社管理規程を制定し、当社及び子会社は、各社の事業戦略を共有し、グループ一丸となった経営を行います。

- イ 子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員等の職務の執行に係る事項の親会社に対する報告に関する体制

関係会社管理規程に基づき、当社に対して適時適切な報告を求めるとともに、必要に応じて承認及び助言を行います。

- ロ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社におけるリスク管理状況について、当社に対して報告を求めるとともに、リスクの発生に関する未然防止や、リスクが発生した際は、損失・被害等を最小限にとどめる体制を整えます。

- ハ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

適切なグループ経営体制の構築のため、関係会社管理規程に基づき主管部門を定め、必要に応じ子会社に対し、役職員の派遣を行います。

- ニ 子会社の取締役等及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社における法令遵守及び内部統制の整備・運用状況について、報告を求めるとともに、体制整備のために必要な支援及び助言を行います。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、必要に応じて監査役の職務を補助すべき従業員を配置します。

- ⑦ 前号の従業員の取締役からの独立性に関する事項

監査役の求めにより監査役補助者として従業員を配置した場合の当該従業員の補助すべき期間中における指揮命令権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとします。また、当該期間中における人事異動、人事評価、懲戒処分等については、当該従業員の独立性を確保するため、監査役の事前の同意を得ます。

⑧ イ 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- 1) 監査役が取締役会の他、必要に応じて重要会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役又は従業員にその説明を求めることができる体制を整備します。
- 2) 取締役は、取締役会において担当する職務執行に関して重大な法令・定款違反及び不正行為の事実又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、速やかに監査役に報告します。

ロ 子会社の取締役、監査役及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- 1) 監査役が子会社の取締役等から定期的な当社取締役会への活動報告を聴取する他、必要に応じて説明を求めることができる体制を整備します。
- 2) 監査役が当社の子会社等管理責任者等から必要に応じて、子会社業務に関わる契約書その他重要な文書を閲覧し、説明を求めることができる体制を整備します。

⑨ 前号イ、ロの報告をしたものが報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社の取締役及び従業員が、監査役への報告又は内部通報窓口への通報により、不当な処分や評価を受けないことを、社内規程に明示的に定めます。

⑩ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- 1) 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、当該請求に係る費用等が当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明できる場合を除き、これに応じます。
- 2) 当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用に対し、毎年、一定額の予算を設けます。

⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 監査役が、代表取締役等と定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う体制を整備します。
- 2) 監査役が、会計監査人、内部監査人及び社外取締役と連携を図り、監査の効率性及び実効性を確保できる体制を整備します。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

内部統制システムの運用状況については、四半期ごとに取締役会で運用状況の報告をし、取締役会で整備・運用の適正性についての確認をしております。

当事業年度における、運用状況の概要は以下のとおりであります。

① コンプライアンス体制の構築について

役員及び従業員に対し、定期的なコンプライアンス研修を実施しております。また、問題の早期発見・未然防止を図るため、内部通報窓口をコンプライアンス委員会に設置しております。

② 取締役の職務の執行について

当事業年度において、取締役会を13回開催したほか、取締役会決議があったものとみなす書面決議を5回行い、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するよう監督を行いました。また、重要な課題及び問題点を議論し、具体的な業務執行について報告・協議を行う経営会議を12回開催し、業務執行の適正性及び効率性を確保しております。

③ リスクマネジメント体制の構築について

リスクの予防及び迅速な対応のため、リスクマネジメント規程を制定し、リスクマネジメント委員会を定期的に開催しております。

④ グループ管理体制について

子会社については内部監査人の監査結果報告、子会社取締役の活動報告及び当社の子会社管理責任者の管理状況報告を取締役会で定期的に受け、子会社の重要事項に関する適時適正な取締役会の監視・監督機能強化に努めております。

⑤ 監査役の職務の執行について

当事業年度において、監査役会を13回開催し、経営の妥当性、効率性、コンプライアンス等に関して幅広く審議、検証し、適宜助言や提言を行いました。

常勤監査役は、取締役会のほか経営会議等の社内の重要会議に出席するとともに、取締役等から直接業務執行の状況について聴取を行い、経営監視機能の改善強化に向けて意見交換を行いました。

その他、会計監査人、内部監査人、社外取締役等とも定期的に会合の機会を設け、監査役との連携を深めるよう努めました。

また、監査役の指示に基づいて業務を行う監査役スタッフを2名配置しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年10月 1 日から)
(2025年 9 月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	554,468	573,237	6,739,042	△1,297,594	6,569,153
当連結会計年度変動額					
連結子会社株式の増資による持分増減		90,312			90,312
剰余金の配当			△612,098		△612,098
親会社株主に帰属する当期純利益			1,945,356		1,945,356
自己株式の取得				△86	△86
自己株式の処分		34,847		34,010	68,857
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	－	125,159	1,333,258	33,923	1,492,340
当連結会計年度末残高	554,468	698,396	8,072,300	△1,263,671	8,061,494

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	26,767	131,088	157,855	216,098	6,943,107
当連結会計年度変動額					
連結子会社株式の増資による持分増減					90,312
剰余金の配当					△612,098
親会社株主に帰属する当期純利益					1,945,356
自己株式の取得					△86
自己株式の処分					68,857
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	2,071	26,106	28,178	58,432	86,611
当連結会計年度変動額合計	2,071	26,106	28,178	58,432	1,578,951
当連結会計年度末残高	28,838	157,195	186,034	274,530	8,522,059

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	7社
連結子会社の名称	Fixstars Solutions, Inc. 株式会社Fixstars Autonomous Technologies 株式会社Smart Opinion オスカーテクノロジー株式会社 株式会社Fixstars Amplify 株式会社Drone Autopilot Lab 株式会社Fixstars Investment

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する注記

前連結会計年度において連結子会社でありました株式会社Siderは清算したため、連結の範囲から除外しております。また、株式会社Drone Autopilot Labは現在清算手続き中であります。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

- ・子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

- ・其他有価証券（営業投資有価証券を含む）

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

ロ. 棚卸資産

- ・ 商品・製品・原材料

移動平均法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

- ・ 仕掛品

個別法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

a. 当社及び国内子会社

- ・ 建物及び建物附属設備

定額法

- ・ その他の有形固定資産

2007年3月31日以前に取得したもの・・・旧定率法

2007年4月1日以降に取得したもの・・・定率法

b. 海外子会社

定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 5年

工具、器具及び備品 2～10年

機械装置及び運搬具 9年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売金額を基準として販売金額に応じた割合に基づく償却額と販売可能期間（3年）に基づく定額償却額のいずれか多い金額をもって償却しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権など特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、当連結会計年度における計上額はありません。

ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. Solution事業

Solution事業においては、主に受注制作のソフトウェア開発及び関連するハードウェアの販売を行っております。

受注制作のソフトウェア開発に関しては、一定の期間にわたり充足される履行義務については履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。進捗度の見積りの方法は、工事原価総額に占める発生原価の割合によるインプット法にて算出しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれるまでの期間がごく短い場合には、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

ハードウェア販売に関しては、顧客が商品を検収した時点で収益を認識しております。なお、当社グループが代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

ロ. SaaS事業

SaaS事業においては、主に当社グループが開発したSaaS製品の提供及びその初期設定・導入支援・カスタマイズ等のサービスを提供しております。

各製品の利用料に関しては、契約期間にわたり履行義務が充足されると判断し、その期間にわたり収益を認識しております。また、製品の初期設定・導入支援・カスタマイズ等のサービスに関しては、Solution事業における受注制作のソフトウェア開発と同様に収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 2022年10月28日)及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めて表示しておりました「助成金収入」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。なお、前連結会計年度の「助成金収入」は500千円であります。

4. 会計上の見積りに関する注記

当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目はありません。

5. 会計上の見積りの変更に関する注記

当連結会計年度において、当社の本社オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務について、退去時に必要とされる原状回復費用の新たな情報を入手し、見積りの変更を行いました。

この変更により、従来の方法と比べて、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益が57,068千円減少しております。なお、資産除去債務については、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する簡便的な方法によっております。

6. 連結貸借対照表に関する注記

棚卸資産の内訳

商品	3,308千円
仕掛品	196千円

7. 連結損益計算書に関する注記

売上原価の中には、営業投資有価証券評価損232,459千円が含まれております。

8. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

株 式 の 種 類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増 加 株 式 数	当連結会計年度 減 少 株 式 数	当連結会計年度 末 の 株 式 数
普 通 株 式	33,635,000株	一株	一株	33,635,000株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決 議	株 式 の 種 類	配 当 金 の 額 (千 円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2024年12月18日 定 時 株 主 総 会	普通株式	612,098	19.0	2024年9月30日	2024年12月19日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決 議 予 定	株 式 の 種 類	配 当 の 原 資	配 当 金 の 額 (千 円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2025年12月17日 定 時 株 主 総 会	普通株式	利益剰余金	580,551	18.0	2025年9月30日	2025年12月18日

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは長期的な事業投資等の資金調達については、銀行からの借入や社債発行により調達を行う方針にしております。短期的な運転資金については、必要に応じ銀行借入による調達を行う方針にしております。また、デリバティブ取引は、リスクを回避するための利用を含め、必要に応じて検討する方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業投資有価証券は投資育成を目的としたベンチャー企業投資に関連する株式であり、当該企業の経営成績等により、発行体の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式並びに投資事業有限責任組合への出資であり、株式は市場リスク（市場価格の変動リスク）、投資事業有限責任

組合への出資は組入れられた株式の発行体の経営状況並びに財務状況の変化に伴い出資元本を割り込むリスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1カ月以内の支払い期日であり、資金調達に係る流動性リスクに晒されております。

リース債務は、主に使用権資産の取得に係るものであり、流動性リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権について取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業投資有価証券及び投資有価証券のうち株式については、定期的に株価や取引先企業の財務状況、市場金利の動向を把握しております。また、投資事業有限責任組合への出資については投資事業有限責任組合の決算書等により定期的に財務状況等を把握しております。

買掛金及びリース債務については、資金計画表を作成する等の方法により管理を行っております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

⑤ 信用リスクの集中

当連結会計年度の連結決算日現在における営業債権のうち、26.8%が特定の大口顧客に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、現金及び預金、売掛金、買掛金については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
投 資 有 価 証 券			
そ の 他 有 価 証 券	62,468	62,468	－
リ ー ス 債 務 (※)	47,176	46,087	△1,089

※ リース債務（流動負債）とリース債務（固定負債）の合計額であります。

(注) 1. 市場価格のない株式等は上記の表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	当連結会計年度
営業投資有価証券（非上場株式）	50,099
投資事業有限責任組合への出資	53,198

2. 金銭債権の決算日以降の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超
現金及び預金	5,178,150	—	—
売掛金	2,815,421	—	—
敷金及び保証金	236,719	6,147	507,227
合計	8,230,291	6,147	507,227

3. リース債務の決算日以降の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超
リース債務	25,427	21,749	—
合計	25,427	21,749	—

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券 株式	62,468	－	－	62,468

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース債務	－	46,087	－	46,087

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

リース債務

元利金の合計額を同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 255円71銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 60円34銭 |

11. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			その他	合計
	Solution 事業	SaaS事業	計		
一時点で移転される財	7,044,887	107,178	7,152,065	－	7,152,065
一定の期間にわたり移 転される財	2,126,455	339,164	2,465,620	－	2,465,620
顧客との契約から生じ る収益	9,171,343	446,343	9,617,686	－	9,617,686
その他の収益	－	－	－	－	－
外部顧客への売上高	9,171,343	446,343	9,617,686	－	9,617,686

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (5)会計方針に関する事項 ⑤重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	2,256,651
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	2,815,421
契約資産（期首残高）	258,420
契約資産（期末残高）	219,862
契約負債（期首残高）	78,133
契約負債（期末残高）	151,187

契約資産は、顧客との契約について進捗度に応じて一定期間にわたり認識した収益にかかる未請求売掛金であります。契約資産は、顧客の検収時に顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、顧客との契約について契約条件に基づき顧客から受け取った前受収益に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは、78,133千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2025年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	6,730,149	流 動 負 債	1,078,922
現金及び預金	3,691,124	買 掛 金	212,626
売 掛 金	2,426,450	リ ー ス 債 務	2,487
契 約 資 産	175,325	未 払 金	47,774
棚 卸 資 産	180	未 払 費 用	89,146
前 払 費 用	153,696	未 払 法 人 税 等	228,764
そ の 他	373,371	未 払 消 費 税 等	181,714
貸 倒 引 当 金	△90,000	契 約 負 債	100,070
固 定 資 産	1,362,777	前 受 金	50,722
有 形 固 定 資 産	179,747	預 り 金	29,429
建 物	398,799	賞 与 引 当 金	136,186
工具、器具及び備品	367,066	固 定 負 債	9,709
機械装置及び運搬具	12,570	リ ー ス 債 務	9,709
リ ー ス 資 産	11,000	負 債 合 計	1,088,631
減価償却累計額	△609,688	(純資産の部)	
無 形 固 定 資 産	2,481	株 主 資 本	6,975,456
ソ フ ト ウ ェ ア	2,481	資 本 金	554,468
投資その他の資産	1,180,547	資 本 剰 余 金	526,815
投資有価証券	115,666	資 本 準 備 金	460,468
関係会社株式	203,574	その他資本剰余金	66,347
関係会社長期貸付金	300,000	利 益 剰 余 金	7,157,843
繰延税金資産	290,068	利 益 準 備 金	900
敷金及び保証金	511,138	その他利益剰余金	7,156,943
そ の 他	10,000	繰越利益剰余金	7,156,943
貸 倒 引 当 金	△249,900	自 己 株 式	△1,263,671
資 産 合 計	8,092,926	評価・換算差額等	28,838
		その他有価証券評価差額金	28,838
		純 資 産 合 計	7,004,295
		負 債 純 資 産 合 計	8,092,926

損 益 計 算 書

(2024年10月 1 日から)
(2025年 9 月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		8,048,061
売 上 原 価		3,828,620
売 上 総 利 益		4,219,441
販売費及び一般管理費		1,873,557
営 業 利 益		2,345,884
営 業 外 収 益		
受 取 配 当 金	81,948	
業 務 受 託 料	52,836	
そ の 他	11,010	145,795
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	693	
投 資 事 業 組 合 運 用 損	1,297	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	249,900	
貸 倒 損 失	2,748	
そ の 他	208	254,848
経 常 利 益		2,236,831
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	4,487	4,487
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	77,620	77,620
税 引 前 当 期 純 利 益		2,163,698
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	539,573	
法 人 税 等 調 整 額	△64,902	474,671
当 期 純 利 益		1,689,027

株主資本等変動計算書

(2024年10月 1 日から)
(2025年 9 月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当 期 首 残 高	554,468	460,468	31,500	491,968	900	6,080,014	6,080,914
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当						△612,098	△612,098
当 期 純 利 益						1,689,027	1,689,027
自己株式の取得							
自己株式の処分			34,847	34,847			
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	-	-	34,847	34,847	-	1,076,929	1,076,929
当 期 末 残 高	554,468	460,468	66,347	526,815	900	7,156,943	7,157,843

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△1,297,594	5,829,757	26,767	26,767	5,856,524
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△612,098			△612,098
当 期 純 利 益		1,689,027			1,689,027
自己株式の取得	△86	△86			△86
自己株式の処分	34,010	68,857			68,857
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			2,071	2,071	2,071
当 期 変 動 額 合 計	33,923	1,145,699	2,071	2,071	1,147,771
当 期 末 残 高	△1,263,671	6,975,456	28,838	28,838	7,004,295

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

- ・子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

- ・その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② 棚卸資産

- ・商品・製品・原材料

移動平均法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

- ・仕掛品

個別法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

- ・建物及び建物附属設備

定額法

- ・その他の有形固定資産

2007年3月31日以前に取得したもの・・・旧定率法

2007年4月1日以降に取得したもの・・・定率法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	5年
工具、器具及び備品	2～10年
機械装置及び運搬具	9年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売金額を基準として販売金額に応じた割合に基づく償却額と販売可能期間（３年）に基づく定額償却額のいずれが多い金額をもって償却しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権など特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度における一般債権に係る計上額はありません。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

① Solution事業

Solution事業においては、主に受注制作のソフトウェア開発及び関連するハードウェアの販売を行っております。

受注制作のソフトウェア開発に関しては、一定の期間にわたり充足される履行義務については履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。進捗度の見積りの方法は、工事原価総額に占める発生原価の割合によるインプット法にて算出しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれるまでの期間がごく短い場合には、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

ハードウェア販売に関しては、顧客が商品を検収した時点で収益を認識しております。なお、当社グループが代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

② SaaS事業

SaaS事業においては、主に当社グループが開発したSaaS製品の提供及びその初期設定・導入支援・カスタマイズ等のサービスを提供しております。

各製品の利用料に関しては、契約期間にわたり履行義務が充足されると判断し、その期間にわたり収益を認識しております。また、製品の初期設定・導入支援・カスタマイズ等のサービスに関しては、Solution事業における受注制作のソフトウェア開発と同様に収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）、「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号 2022年10月28日）及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日）を当事業年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目はありません。

5. 会計上の見積り変更に関する注記

当事業年度において、当社の本社オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務について、退去時に必要とされる原状回復費用の新たな情報を入手し、見積りの変更を行いました。

この変更により、従来の方と比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が57,068千円減少しております。なお、資産除去債務については、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する簡便的な方法によっております。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 棚卸資産の内訳

仕掛品 180千円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務

金銭債権 480,621千円

金銭債務 88,983千円

7. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 426,546千円

仕入高 328,638千円

営業取引以外の取引高 142,344千円

(2) 研究開発費の総額

一般管理費に含まれる研究開発費 462,088千円

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当 事 業 年 度 期 首 の 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 末 の 株 式 数
普 通 株 式	1,419,301株	41株	37,200株	1,382,142株

(注) 1. 普通株式の自己株式の増加41株は、単元未満株式の買い取りによるものであります。

2. 普通株式の自己株式の減少37,200株は、譲渡制限付株式報酬としての処分によるものであります。

9. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	41,700千円
一括償却資産償却限度超過額	3,280千円
未払事業税	23,031千円
子会社株式評価損	157,049千円
法定福利費	6,687千円
減価償却超過額	87,733千円
株式報酬費用	72,373千円
無形固定資産	157,542千円
地代家賃	2,409千円
貸倒引当金	107,136千円
その他	42,866千円
繰延税金資産小計	701,810千円
評価性引当額	△399,015千円
繰延税金資産合計	302,795千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△12,727千円
繰延税金負債合計	△12,727千円
繰延税金資産の純額	290,068千円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年10月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

この実効税率変更に伴う影響は軽微であります。

10. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

種 類	会 社 等 の 名 称 又 は 氏 名	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科 目	期 末 残 高 (千円)
役 員	三 木 聡	被所有 直接 9.51% 間接 1.24%	当社代表取締役	自己株式の 処分	34,428	－	－
役 員	蜂須賀 利幸	被所有 直接 1.24%	当社取締役	自己株式の 処分	11,476	－	－
役 員	堀 美奈子	被所有 直接 0.89%	当社取締役	自己株式の 処分	11,476	－	－
役 員	松田 佳希	被所有 直接 0.05%	当社取締役	自己株式の 処分	11,476	－	－

（注）譲渡制限付株式報酬制度に伴う、自己株式の割当によるものであります。

子会社及び関連会社等

種 類	会 社 等 の 名 称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科 目	期 末 残 高 (千円)
子 会 社	株式会社 Fixstars Autonomous Technologies	所有 直接 66.6%	労働者派遣 管理業務の受託 出向者の転出 経費等の立替 役員の兼任	業務受託料	33,338	その他 流動資産	12,785
子 会 社	株式会社 Smart Opinion	所有 直接 57.0%	役員の兼任 資金の貸付 等	資金の貸付 資金の回収	9,000 9,000	その他 流動資産	90,000
子 会 社	株式会社 Fixstars Investment	所有 直接 100.0%	役員の兼任 資金の貸付 等	資金の貸付	－	関係会社 長期貸付金	300,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

- （注）１．取引内容及び取引金額を除く項目は、期末日現在のものを記載しております。
- ２．労働者派遣については、他の派遣先との取引価格を参考にしてその都度交渉の上、決定しております。
- ３．管理業務の受託については、業務内容を勘案し契約により決定しております。
- ４．出向については、出向に関する覚書に基づき、出向者に係る人件費相当額を受け入れております。
- ５．経費等の立替は、諸経費の支払を親会社が立替したものであります。
- ６．資金の貸付は、市場金利等を勘案して利率を決定しております。
- ７．株式会社Smart Opinionへの貸付金に対し、90,000千円の貸倒引当金を計上しております。
- ８．株式会社Fixstars Investmentへの貸付金に対し、249,900千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において249,900千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

11. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結注記表 10. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

12. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	217円17銭
(2) 1株当たり当期純利益	52円39銭

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年11月7日

株式会社フィックスターズ

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 福 島 力

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 谷 川 陽 子

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フィックスターズの2024年10月1日から2025年9月30日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上